

吸収合併に係る事後開示書面

令和2年9月4日

株式会社ロコンド
代表取締役 田中裕輔 (印)

当社は、株式会社Fashionwalkerを消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
令和2年9月1日
2. 消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求
消滅会社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求
消滅会社は、新株予約権を発行していません。
 - (4) 債権者の異議
消滅会社は、令和2年7月27日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 吸収合併の差止請求
本吸収合併は、簡易合併のため該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本吸収合併は、簡易合併のため株式の買取請求権は生じません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、令和2年7月27日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対し本吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本合併の効力発生日である令和2年9月1日をもって、消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。
5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日
令和2年9月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上